

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

ねんきん特別便によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。夫婦で国民年金に加入した当初から保険料はすべて納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間前後の期間の保険料が納付されているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻は二人で肥飼料の販売店を経営し、国民年金保険料は、同販売店に集金に来ていた金融機関の職員を通して二人分を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、加入当初の申立人夫婦の国民年金保険料は、おおむね同一年月日に納付されていることが確認できることから、申立人の加入当初から夫婦と一緒に保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、国民年金加入時から申立期間を通じて申立人の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

ねんきん特別便によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。夫婦で国民年金に加入した当初から保険料はすべて納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間前後の期間の保険料が納付されているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫は二人で肥飼料の販売店を経営し、国民年金保険料は、同販売店に集金に来ていた金融機関の職員を通して二人分を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、加入当初の申立人夫婦の国民年金保険料は、おおむね同一年月日に納付されていることが確認できることから、申立人の加入当初から夫婦と一緒に保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、国民年金加入時から申立期間を通じて申立人の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年11月から56年3月までの期間及び58年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から57年3月まで
② 昭和58年4月から62年3月まで
③ 昭和62年7月から平成7年3月まで

会社を退職後、夫婦で管工事業を営んでおり、夫婦一緒に国民年金の保険料を集金人に支払っていたはずだが、オンライン記録を確認したところ、妻だけが納付済みとなっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅へ来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人の居住地域では、集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できる上、申立期間①のうち昭和55年11月から56年3月までの期間及び申立期間②のうち、58年4月から60年6月までの期間については、その妻の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和53年8月に初めて厚生年金保険被保険者資格を喪失した際には、直ちに国民年金への切替手続きを行い、夫婦共に保険料を納付しており、当時年金制度への意識が高かったことがうかがえることから、再度厚生年金被保険者資格を喪失した申立期間①の当初においても、国民年金への切替手続きを適切に行っていたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金保険料に係る昭和53年度及び57年度の納付記録について、A市の台帳と社会保険事務所（当時）が保管する国民年金被保険者台帳に納付月の食い違いがあるなど、行政側の記録管理に不備があることが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間については、保険料の納付が免除された記録があり、申立人は免除申請の手続を行った記憶は無いとしているものの、その妻は「集金人に勧められれば書類を書いたかもしれない。」と証言している上、ほかに申立人が免除申請の手続を行わずに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

加えて、申立期間②のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間及び申立期間③については、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の記録も未納となっており、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の妻も、保険料を納付していなかった期間があることを認めていることから、当該期間については国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年12月26日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

昭和56年4月から平成18年1月までA社に継続勤務しており、15年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、15年12月26日支給の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿より、申立人は、平成15年12月26日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨国民年金 事案 260

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年10月まで
申請免除となっていた国民年金保険料を昭和47年に追納することにしたとき、役場の年金担当職員から付加保険料の納付を勧められ、手続をしたはずなのに記録が無い。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町役場に勤務していた申立人の長男は、申立期間当時、年金係に在職していた同僚に申立人の国民年金付加保険料の納付手続を依頼したと主張しているが、当該同僚から聴取したところ、依頼された覚えは無いと証言している。

また、申立人及びその長男は、自ら国民年金付加保険料の納付手続に関与しておらず、加入手続の時期、納付方法等の詳細は不明である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金付加年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 20 日から 42 年 3 月 20 日まで
社会保険庁の記録によると、A社B事業所に勤務していたときの厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所勤務当時の勤務場所及び職務内容等を記憶しており、期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も連絡先不明のため証言を得ることができないなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

また、申立人が記憶する当時のB事業所長は、平成2年に亡くなっている上、昭和38年12月1日から5年間ぐらい同事業所長であり、申立期間の大部分の期間が重なる後任の事業所長は、申立人の名前に記憶が無いとしており、申立人と同時期に勤務していた12人の同僚に聴取しても、そのうち3人が申立人の名前を記憶していたものの、厚生年金保険料控除の事実について確認することができなかった。

さらに、申立期間について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かの記憶が曖昧であり、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間も退職することなく A 社の社員として勤務していた。申立期間は、現場が変わっても給与の手取額は 3,965 円が変わりが無かった。社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の記録では申立期間が空白になっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も退職することなく継続して A 社に勤務していたと主張しており、複数の同僚の証言から継続して勤務していたことは推認できるが、申立人と一緒に現地で採用された同僚 6 人も申立人と同様に申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人は、「当時、給与の手取額は 3,965 円であり、現場が変わっても給与の手取額は変動が無かった。」として明確に金額を記憶していると主張しているが、申立人及び元同僚共に保険料の控除については記憶しておらず、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

さらに、申立人は申立期間に B 県の C 工事事務所、D 県の E 工事事務所、F 県の G 工事事務所と勤務場所が 3 か所にまたがって異動していたと説明しており、元現場監督だった上司は、「給与は、現場で計算して支払われていた。」と証言しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 31 年の資格喪失時は 9,000 円であった標準報酬月額が、34 年の再取得時には 1 万 2,000 円となっており 2 等級の変化がみられることを踏まえると、申立期間中の給与額は変動していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
私は、平成 17 年 3 月 16 日に A 社に採用された。研修期間の 7 日間は別としても、申立期間について厚生年金保険被保険者とされていないことに納得がいかないので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された勤務シフト表（写）から、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無く、A 社から提出された支給明細書（写）及び賃金台帳兼源泉徴収簿（写）により、申立人の申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社の担当者は「申立人は、パートとしての採用だった。採用後 3 か月間様子を見て厚生年金保険に加入させた。」と証言しており、同社では従業員の採用時に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。